

立地エントリー制度について

(1) 立地エントリー制度の概要

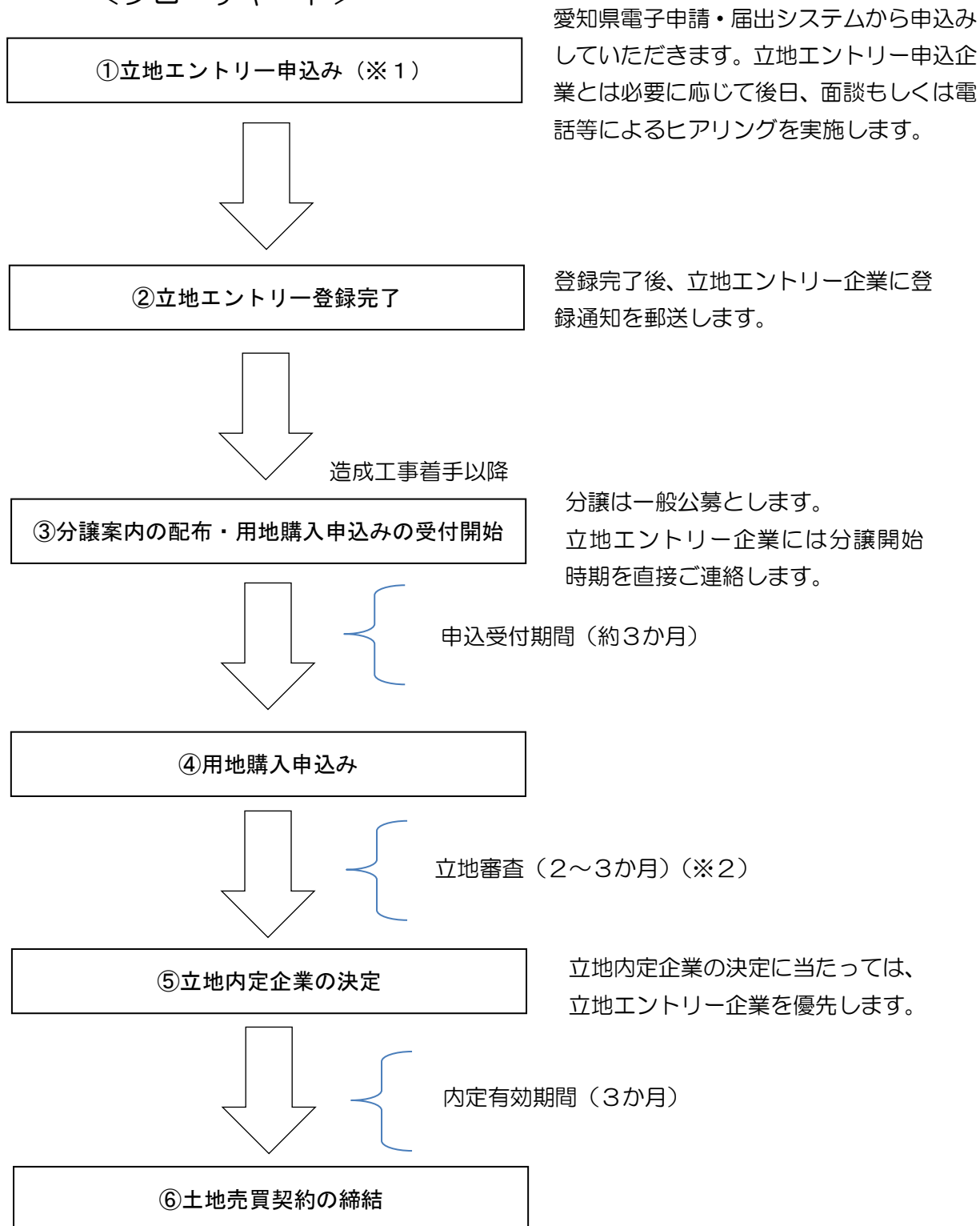
愛知県企業庁では、新規開発用地の工業用地の造成・分譲にあたり、当地区への立地を具体的に検討されている企業を立地エントリー企業として登録する際に、ニーズや意見等をあらかじめ聴取して、当地区の造成・分譲計画の参考とさせていただくことで、地域社会の発展に資する工業用地の形成を目指すことを目的としており、土地売買契約を確約するものではありません。

本制度の対象となる工業用地の分譲は一般公募とし、用地購入申込みの受付終了後、愛知県企業庁用地立地審査委員会において、立地内定企業を決定しますが、その立地内定企業の決定に当たっては、立地エントリー企業を優先します。

なお、本制度の対象となる工業用地の造成・分譲計画については、各種法令等に則り、造成工事完了及び分譲開始に向け手続きを進めてまいりますが、その過程の中で、やむを得ない事由により計画を変更する場合や、計画を中止する可能性があることをあらかじめご了承ください。

(2) 立地エントリー制度の流れ

<フローチャート>



※1：立地エントリーの申込受付終了時期については、別途企業誘致課ホームページにてご案内します。

※2：この期間は目安であり、申込状況等により変更する場合があります。

※3：立地エントリーを途中で辞退される場合は、速やかに愛知県企業庁に申し出てください。